

福岡市 J-クレジット活用事業に係る協働事業者公募要項

1. 事業の目的

福岡市は、世界や日本がめざすカーボンニュートラルに積極的に貢献するため、国の目標よりも 10 年早い「2040 年度 温室効果ガス排出量 実質ゼロ」を掲げており、目標の実現に向けて、市の CO₂ 排出量の約 25% を占める家庭部門において、省エネルギー性能の高い設備の導入、徹底的なエネルギー管理の実施、自家消費型のシステム導入を推進するため、設置費の一部を助成する事業（福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業等）を実施している。

本事業は、これまで未活用であった、補助対象設備の CO₂ 排出削減から生まれる環境価値をクレジット化し、売却して得た収益を原資として、更なる脱炭素化推進を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 事業名

福岡市 J-クレジット活用事業

(2) 事業の内容

「仕様書」（資料 1）のとおり

(3) 事業実施期間

本事業は市と「福岡市 J-クレジット活用事業に係る協定」（以下、「協定」とする）を締結し、実施期間を協定締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

3. 提出先及び問合せ先

福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素事業推進課

担当：清水、樋口

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

TEL：092-711-4204 Mail：datsutanso-jigyo.eb@city.fukuoka.lg.jp

4. スケジュール

募集開始	令和 8 年 3 月 3 日（火）
質問期限	令和 8 年 3 月 9 日（月）16 時まで
質問書への回答	令和 8 年 3 月 12 日（木）までの予定
提案競技参加申込書等提出期限	令和 8 年 3 月 13 日（金）16 時まで
提案書提出期限	令和 8 年 3 月 19 日（木）16 時まで
評価委員会	令和 8 年 3 月 26 日（木）予定
結果通知（連携協定へ）	令和 8 年 4 月 1 日（水）以降、通知予定

※評価委員会は対面または Web にて開催を予定。

5. 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）をいずれも有していること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても協定締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としない場合がある。

6. 質問の受付

- (1) 受付期限

令和8年3月9日（月）16時まで

- (2) 提出先

「3. 提出先及び問合せ先」のとおり

- (3) 提出方法

「提案競技質問書」（様式1）を電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

- (4) 回答方法

福岡市のホームページに掲載する。

- (5) 回答揭示期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月12日（木）16時まで（予定）

7. 提案競技参加申込書等の提出について

(1) 提出期限

令和8年3月13日（金）16時まで

(2) 提出先

「3. 提出先及び問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

持参、郵送、電子メールいずれかの方法にて提出すること。

(郵送の場合) ※消印有効

- ・ 郵送した旨を電話にて連絡すること。
- ・ 特定記録又は簡易書留で送付すること。

(電子メールの場合)

- ・ 送信した旨を電話にて連絡すること。

(4) 提出書類

下記①から⑨までの書類を、各1部提出すること。なお、④～⑥については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、④～⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書（様式2-1）

② 会社概要（事業概要が分かるパンフレット等でも可）

③ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

④ 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑦ 委任状（様式2-2）

注1) この提案競技の案件に係る推進委員会との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第2-2により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書（様式2-3）

注1) 様式第2-3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑨ 役員名簿（様式2-4）

注1) 様式第2-4に、代表者及び役員の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

(5) 参加辞退

「提案競技参加申込書」（様式2-1）を提出した後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、令和8年3月16日（月）16時までに「提案競技参加辞退届」（様式3）を提出すること。

8. 提案書の提出について

(1) 提出期限

令和8年3月19日（木）16時まで

(2) 提出先

「3. 提出先及び問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

持参、郵送、電子メールいずれかの方法にて提出すること。

（郵送の場合）※消印有効

- ・ 郵送した旨を電話にて連絡すること。
- ・ 特定記録又は簡易書留で送付すること。

（電子メールの場合）

- ・ 送信した旨を電話にて連絡すること。
- ・ 使用可能なソフトは、ワード、エクセル、パワーポイント又はPDFファイルとする。

(4) 提出書類

① 提案書 正本1部、副本6部（電子メールによる提出の場合、データ提出のみで可）

・ 提案書の様式は任意、A4サイズ、横書き、15ページ以内（表紙、目次を除く）

- ・資料2「提案項目・内容及び配点表」の提案項目、提案内容に沿って、記載すること
- ・専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確なものにすること。
- ・提案書は、事業者名が分からないようにすること。(提案競技参加申込以降は、市から提示する各企業の識別記号を全ての用紙の右下に16pt以上で記載すること。)
- ・提案書にはページ番号を記載すること。

(2) 同種又は類似業務の実績表(様式2-5) 1部

- ・本業務と同種または類似業務の実績があれば、必要事項を記入し提出すること。(実績がない場合、提出不要。)

(5) その他

- ・1事業者1提案の提出とし、複数の提案は認めない。また、提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、提案書への会社名が分かる記載があった場合の当該箇所削除等、市が軽微な補正を求めた場合はこの限りでない。
- ・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。
- ・期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなす。
- ・協定締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案すること。
- ・提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とする。

9. 選考方法

提出された事業提案書等の提案競技評価委員会を下記のとおり実施します。本提案競技に参加する事業者は、必ず出席すること。出席されない場合は、失格とする。

プレゼンテーションは提案が採用された場合に、当該事業を主に担当する者が行うこと。

(1) 実施日 令和8年3月26日(木)

※詳細時間は、別途事業者ごとに通知

(2) 場 所 福岡市内会場

※詳細場所は、別途事業者ごとに通知

(3) その他

- ・プレゼンテーション・ヒアリング時間は30分以内とすること。
そのうち、プレゼンテーション時間は10分以内とすること。
- ・出席者は、1事業者あたり3名以内とすること。
- ・プレゼンテーションは、提出された事業提案書等をもとに実施すること。
また、追加提案は認めない。
- ・プレゼンテーションにおいて、事業提案書等に記載された内容を説明するために、提案内容を超えない範囲で別途パワーポイントやフリップ等を使用することは可能とする。(ただし、それらの製作費用は事業者負担。)
- ・PCや接続に必要な機器等は持参すること。
プロジェクター・スクリーンは市で準備する。

10. 提案内容及び最優秀提案者の決定

福岡市が設置する評価委員会における提案内容の評価を踏まえ、福岡市が最優秀提案者を決定します。提案項目や内容、評価基準、配点は、「提案項目・内容及び配点表」(資料2)を十分確認すること。

11. 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案評価以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、提案評価の事務に必要な場合は、複製する可能性がある。

12. 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 評価委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

13. 協定

福岡市は、評価委員の評価を踏まえ、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容に基づき業務内容に係る仕様を確定させ、協定を締結する。

なお、協定締結に至らない場合は、次点の事業者と協定締結手続きのための協議を行う。

14. その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 評価結果に関する質問には一切回答しない。

15. 添付資料

[資料]

- 資料1 仕様書
- 資料2 提案内容及び配点表

[様式]

- 様式1 提案競技質問書
- 様式2-1 提案競技参加申込書
- 様式2-2 委任状
- 様式2-3 誓約書
- 様式2-4 役員名簿
- 様式2-5 同類又は類似業務の実績表
- 様式3 提案競技参加辞退届